

陸軍

極  
秘

軍參謀長注意事項

72

0124

軍參謀長注意事項

軍司令官ノ命ニ依リ軍ノ作戰上少要ナル若干事項ニ関シ左ニ注意ヲ述フ、

ヨク諸隊ニ徹底セシメラレタシ、

一、軍紀ノ嚴守ニ就テ

軍ノ雄大且困難ナル任務ヲ達成センカ爲ニ特ニ軍紀ヲ嚴正ニ保持スルコト肝要ナリ、各級指揮官ハ自ラ其範ヲ示スト共ニ嚴ニ部下ヲ戒メ皇軍ノ威信ヲ中外ニ宣揚スルヲ要ス、

之カ爲賞罰ヲ明確ナラシムルコト特ニ肝要ナリ、抗命、上官暴行等苟モ軍ノ統率上害毒ヲ及ス件ニ関シテハ些モ假借スルコトナク断乎トシテ處断スルヲ要ス、

二、彈藥ノ節約ニ就テ

北支及上海方面ノ戦闘ニ就テ着ルニ歩砲各種彈藥ノ亂費甚タシキモノアリ之殆ント自信ナキ亂射ト夜間恐怖心ニ依ル盲射ナリ之カ爲重要モ時期ニ彈藥ノ缺乏ヲ来シ爲ニ戦闘カヲ裁殺シ又ハ不覺ヲ取リシ例尠カラス、

蓋シ精銳ニシテ自信アル軍隊ハ亂射、盲射ヲ行フモノニアラス、恐怖心ニ捉ハレ自

信力ナキ軍隊程乱射、首射ヲ行フヲ常トスルモノナルコトヲ銘心スルヲ要ス、

素質劣等ナル支那軍如キニ對シテハ精銳ナル皇軍ハ十分ナル確信ヲ以テ至近距

離ニ於テ一彈必ス一敵ヲ斃サスニハ射撃セサルノ主義ヲ堅持スルヲ要ス、

本件ニ関シテハ軍ノ全作戦期間各級指揮官ハ嚴ニ部下ヲ戒メラレタシ、

三、發煙筒ノ利用ニ就テ

發煙筒ノ利用價値極メテ大ナルモ其補給十分ナラサルヲ以テ特ニ必要ナル場合

最モ有効ニ使用スル如ク注意セラレタシ、

四、綠筒ノ利用ニ就テ

綠筒ハ毒瓦斯ニアラス、各隊ハ必要ニ應ジ最モ有効ニ使用スヘシ、然レトモ之亦其

補給十分ナラサルヲ以テ特ニ必要ナル場合ニ於テノミ使用スルノ着意ヲ要ナリ、

尚軍ニ於テモ防毒面ヲ有セサル部隊アルヲ以テ此等友軍ニ危害ヲ與ヘサルノ

注意ヲ必要トス、

五、民船ノ拿捕ニ就テ

軍ノ作戦ニ於テハ水路ノ利用ハ極メテ重要ニシテ軍ノ前進、後方補給等ニ水

路ヲヨク利用シ得ルト否トハ實ニ軍ノ作戦ノ成否ニ関スト謂フモ過言ニアラス

之カ爲多クノ民船ヲ拿捕シ軍ノ用ニ供スルコト極メテ所要ナリ、各部隊ハ其向フ方面ニ於テ苟モ民船ヲ發見セハ勉メテ之ヲ拿捕シ軍ノ用ニ供スルコトニ勉メラレタシ、

六、家屋ノ焼却ニ就テ

家屋、村落ハ敵カ之ヲ占據シアリテ之ヲ攻撃スル爲戰術上特ニ必要ナル場合ノ外ハ成ルル之ヲ焼却セサルヲ要ス、

之時將ニ寒冷季ニ入ラントスルニ際シ軍ノ休養及衛生上家屋村落ハ極メテ其利用價値大ナルヲ以テナリ、

上海方面ノ戰場ニ於テハ殆ト全部家屋ヲ焼却セシ爲軍ノ後方ニ於ケル病院設備、宿營等ニ利用スヘキ家屋殆ト皆無シテ甚タシク不利ヲ招キツアリ、

七、支那住民ニ對スル注意

北支殊ニ上海方面ノ戰場ニ於テハ一般ノ支那住民ハ老人、女、子供ト雖モ敵ノ間諜ヲ勤メ或ハ日本軍ノ位置ヲ敵ニ知ラシメ或ハ敵ヲ誘導シテ日本軍ヲ襲撃セシメ或ハ日本軍ノ單獨兵ニ危害ヲ加フル等寔ニ油断ナリ難キ虞具例多キヲ以テ特ニ注意ヲ必要トス、殊ニ後方部隊ニ於テ然リトス、斯ノ如キ行爲

八、ヲ認メシ場合ニ於テハ些モ假借スルコトナク断乎タル處置ヲ執ルヘシ、  
小人數ノ兵ノ行動ニ関スル注意

小人數殊ニ單獨兵力主力部隊ト離レテ行動スル場合支那軍又ハ便衣隊  
等ノ爲危害ヲ受ケタル例甚カラス、

主力部隊ニ後レタル自動車救輛カ襲撃セラレタル例又ハ本隊ニ後レタル落伍兵  
數名カ襲ハレル例等有り指揮官ニ於テ注意ヲ要ス、

九、通信連絡ニ就テ

友軍飛行機ニ對スル第一線ノ標示ハ之ヲ明確ニ現ホスル如ク勵行スルヲ要ス、

海軍飛行機ニ對シ行フ場合ニ於テ然リトス、

上海方面ノ現況ニ鑑ミルニ第一線戰線標示ハ其實施頗ル不良ニシテ爲ニ海軍  
ニシテ彼我ノ識別ヲ誤リ友軍ヲ爆撃セシ實例多クアリ、之カ爲陸地連絡

定ニ時ニ表示幕ノ幅ヲ大ナシムル如ク規定シテ之カ實施ノ勵行ヲ要望ス、

海軍無線班及海軍航空連絡將校ト連絡ハ特ニ緊密ナラシムル共ニ之カ檢

及給養ニ関シ盡カスルヲ要ス、

今次海軍側ハ進ンテ第一線兵團ニ對シ連絡スヘキ海軍無線班及對陸無線連絡

將校ヲ派遣セラルコトナレリ、此等ヲ派遣セラレシ司令部(本部)ハ之ト密ニ連絡シ其派遣ノ目的ヲ達成スルト共ニ一面海軍側ノ好意ニ對シ之カ掩護及給養上遺憾ナカラシムルヲ要ス、

3. 陸海軍間ノ無線通信ニ陸海軍協同作戰用暗號書(表)及陸海軍(空)暗號書ヲ使用スルヲ要ス、

陸軍指揮官ヨリ海軍無線通信系ヨリ海軍指揮官ニ對シ通信スル場合ニ於テハ陸海軍協同作戰用暗號書(表)及陸海軍(空)暗號書ヲ使用スルヲ要ス、上海方面ニ於テハ陸軍部隊ニ於テ之ヲ使用セス爲ニ海軍側ハ頗ル不便ヲ感シツアル現況ナリ、速ニ本書ノ使用ニ慣熟シ以テ其使用ヲ確實ナラシムルヲ要ス、

#### 十 機秘密ノ保持ニ就テ

今次事變ニ於テ不注意ノ爲ニ重要ナル機秘密書類ヲ敵ニ奪取セラレタル例アリ、嚴ニ注意ヲ要ス、特ニ行動間ニ於ケル監視、警戒ノ處置ニ遺漏ナキヲ要ス、大行季ニ積載スル場合機秘密書類ノ車ニハ特ニ明確ナル標識ヲ附シ監視、警戒ニ任スル者ニ之ヲ明示シ、萬一ノ場合ニ於テモ絶對ニ敵手ニ委セサルノ注意肝要ナリ、敵地ニ深く行動スル部隊ニ於テ特ニ注意ヲ要トス、

又幹部及兵ノ不注意ナル私信ニヨリ重大ナル秘密ヲ漏洩スルコトアルヲ以テ  
注意セラレタシ、

上、衛生ニ関スル件

病氣ノ爲戦闘力ヲ減殺スルコト甚クシキハ戦場ノ常ナルヲ以テ各級幹部ハ特ニ  
部下ヲ戒メ病氣ノ豫防ニ注意アリタシ、

軍ノ作戦地域ハ有名ナル「アミーバ」赤痢ノ發生地ニシテ四季ヲ通シ終自心スルコト  
ナレ、而シテ赤痢ノ予防注射ハ「アミーバ」赤痢ニハ無効ナルヲ以テ之カ予防ニ特  
ニ注意ヲ要ス、之カ爲生物特ニ生水ノ飲用ヲ嚴禁セラレタシ、

又上海方面ノ軍ニ於テ九月初旬コレラ突發シ多数ノ罹病者ヲ出シ軍ノ戦闘  
力ヲ著シク減殺セシカ其ノ原因ハ敵ノ細菌撒布ニ依ルノ疑濃厚ナリ(支那軍  
ノ訓令ヲ奪取セルトコロ其中ニ井戸水ヲ飲用スヘカラストノ指示アリ即チ敵カ  
井戸ニ細菌ヲ投セシモノト察セラル)故ニ假令井戸水ト雖生ノ儘飲用スヘカラス  
濾水器ニハ石井式ト岡崎式ト二種類アリ、岡崎式ハ細菌ヲ除去スルノ効果  
ナキヲ以テ更ニ煮沸ヲ必要トス、

石井式ハ完全ニ細菌ヲ除去スルヲ以テ石井式ニ依リ濾過セル生水ハ其儘飲用

スルモ差支ヘナシ、

盪水器、使用ニ就テハ諸隊ハ特ニ之ヲ重要視シ特定ノ人員ヲ配屬シテ之カ使  
用及給水ニ任セシムルヲ要ス、又盪水器ノ位置ニハ適當ナル標示ヲナシ直チニ  
發見シ得ル如クナシアルコトハ要ナリ、

十二、人員ノ補充ニ就テ

死傷者ヲ生シタル後初メテ其補充ヲ處置スル如キコトニテハ絶ヘス軍ノ戦力ヲ完全  
ニ充實シテ迅速果敢ナル作戦ヲ遂行スルコト難シ依テ補充令ニ定ムル所ニ從ヒ  
損傷ヲ予期シテ補充員(幹部共)ヲ豫メ戰場ニ招致シ所要ノ訓練ヲ行ヒ缺員ヲ生  
スルヤ直チニ補充ヲ行フノ着意ヲ所要トス、

十三、報告、通報ニ関スル件

敵情、我が軍ノ状態、彈藥消耗ノ概況、我軍ノ損害數、敵ニ與ヘシ打撃ノ數等  
等ハ勉メテ具體的ニ機ヲ失スルコトナク(少クモ日々)報告セラレ度、

十四、報告提出先ニ関スル注意

軍隷下部隊カ軍ヲ飛越ヘテ直接中央部等ニ報告ヲ出セシ例アリ、斯ノ如ク  
事ナキ様注意セラレ度、



十五 鹵獲兵器ニ関スル注意

鹵獲兵器ハ成ルヘク有利ニ我軍ニ於テ利用ノ途ヲ講スルコト必ダ要ナルヲ以テ諸隊ハ  
敵ノ兵器彈藥器材等ヲ鹵獲セハ散逸ヲ防止シ軍ノ利用ニ供スルヲ著意スルヲ要  
トス

然レトモ之ヲ爲果敢ナル作戦行動ヲ阻害スルコトアルヘカラス

十六 宣傳材料ノ取得ニ就テ

我カ軍カ人道的ニシテ支那軍カ非人道的ナル實例ヲ成ルヘク多ク見出シ  
取得シ速カニ軍ニ提出セラレ度